

所沢市教育大綱（案）について

策定について

大綱の策定については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項で、「地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」とされています。

これは、市長が教育委員会の予算の編成・執行や条例提案などの権限を有しているため、市長部局も教育に関する施策の総合的な推進を図ることや密接な連携が必要とのことからです。

なお、大綱は地域の実情に応じて策定されるものであることから、必ずしも網羅的に記載される必要はないとされています。

また、同条第2項では、「大綱を定めるときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するもの」とされています。そのため、所沢市では、総合教育会議に大綱の策定について諮りながら進めています。

総合教育会議・・・構成員は、市長と教育委員会となります。（同法第1条の4第2項）

大綱（案）について

子どもたちは元来、生きる力を持っています。子どもたちのそんな力を信じながら、社会で生きていくためのたくましさを鍛え、育み、必要な支援をしていきます。

そして、多様化する価値観の中、人が生きる上での本当に大切な価値を自ら判断できるようになるために、大人たちが子どもたちに伝えていく姿勢、心構えをこの大綱（案）に込めました。

なお、本文中には、普遍的でも一般的でもない言葉をあえて選んでいる部分があります。これは、そうした言葉の方が、より伝わると考えたからです。